

第 6470 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月30日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 業績悪化が見込まれるために行う役員給与の減額

Q : 新型コロナウイルスの影響で、今期の業績は最悪になりそうです。そこで、期中ですが、役員給与を減額しようと思いますが、損金に算入することはできますでしょうか？

A : 損金に算入することができます。

【解説】

法人税の取扱いでは、年度の中で役員給与を減額した場合に損金算入が認められるのは、経営が著しく悪化したことなど、やむを得ず減額せざるを得ない事情(業績悪化改定事由)がある場合に限られています。

そこで、お尋ねは新型コロナウイルスの影響で役員報酬を減額した場合、この業績悪化改訂事由に該当して、損金に算入できるかどうかということだと思います。

新型コロナウイルスは、感染者数が減少しているというものの、収束したわけではなく経営環境が回復するという見通しも立たないため、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況についても著しく悪化することが避けられないものと思われます。

したがって、お尋ねのような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当し、減額後の役員報酬については損金の額に算入することが認められるものと思われます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】